

令和 5 年 3 月 24 日

ご関係のみなさまへ

日本防災士会・新潟県支部 事務局 成川一正

(公社)新潟県建築士会と日本防災士会・新潟県支部は「防災啓発・災害支援活動」に関する連携協定を締結いたしました

3月22日(水)公益社団法人 新潟県建築士会主催の「新潟県北部豪雨災害における被災住宅相談報告会」の冒頭において、公益社団法人 新潟県建築士会と日本防災士会・新潟県支部は、「防災啓発・災害支援活動」に関する連携協定を締結したことをご報告いたします。

この連携協定は、両者が互いの専門知識を共有化し組織的な連携のもと、県民および地域の防災力向上と互いの人材育成に寄与することを目的としています。

また、「新潟県北部豪雨災害における被災住宅相談報告会」では、村上市と関川村の担当者や新潟県建築士会岩船支部の会員様より被災状況や住宅相談の概要が報告され、当会も関川村災害ボランティアセンターへの防災士派遣支援や災害ボランティアの活動を報告し被災地支援のあり方や活動状況を共有化しました。

概要

日時:令和 5 年 3 月 22 日(水) 13 時 30 分~15 時 40 分

場所:村上市民ふれあいセンター (Zoom 報告会)

対象:新潟県建築士会会員、日本防災士会・新潟県支部会員

県防災士会 西潟支部長 県建築士会 田中会長



協定書

防災啓発・災害支援活動に関する連携協定

公益社団法人新潟県建築士会（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人日本防災士会・新潟県支部（以下、「乙」という。）は、発災前の防災・減災への啓発活動や発災後及び復旧・復興の支援活動を連携して推進するため、以下の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両者が互いの専門知識を共有化し組織的な連携のもと、県民および地域の防災力向上と互いの人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため以下の事項について連携する。

- (1) 互いの専門知識を共有化するための講習会等の開催
- (2) 専門知識を活用した県民への防災・減災に関する講演会等の開催
- (3) 防災講演や学校防災教育などへの講師派遣
- (4) 復旧・復興に関する講習会等の開催
- (5) 災害時における災害支援などに関する情報共有と支援活動
- (6) その他目的達成のための事業

(連携事項の実施)

第3条 連携事項の実施にあたっては、個別に協議する。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 30 日前までに、甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申し出が無い場合は、さらに 1 年間更新するものとする。

(協議)

第5条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙で協議する。

本協定締結の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各々 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 22 日

甲) 新潟市中央区新光町 15-2

新潟県公社総合ビル 3F

公益社団法人 新潟県建築士会

会長 田中 隆吉

乙) 新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 25 号

エヌシー一株式会社内 事務局

特定非営利活動法人 日本防災士会・新潟県支部

支部長 西潟 慎吾

【連携事項】

- (1) 互いの専門知識を共有化するための講習会等の開催
- (2) 専門知識を活用した県民への防災・減災に関する講演会等の開催
- (3) 防災講演や学校防災教育などへの講師派遣
- (4) 復旧・復興に関する講習会等の開催
- (5) 災害時における災害支援などに関する情報共有と支援活動
- (6) その他目的達成のための事業